

令和元年5月29日現在

機関番号：22604

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13418

研究課題名(和文)外国人政策と在留特別許可の研究

研究課題名(英文) Study for the Immigration policy of Japan and the Special permission to Stay in Japan

研究代表者

丹野 清人 (TANNO, Kiyoto)

首都大学東京・人文科学研究科・教授

研究者番号：90347253

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：在留特別許可は本来日本に滞在できない外国人に法務大臣が特別な理由を見つけた場合にその者に日本滞在の許可を与えるものである。およそ10年ほど前までは年間1万件以上在留特別許可が出ていたが、現在はおよそ3000件程度だ。かつては一家全員が外国人であってもこれが出されていたが、2006年のカルデロン事件以後、子どもには在留特別許可が出ていても、超過滞在者になっている親にはまったくでなくなっている。一方で、入管法改正での新たな在留資格「特定技能」の創設があって新たな外国人の受入れが始まっているなかでの、在留特別許可の運用状況からは制度的な移民選抜が始まっていることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2018年12月に出入国管理及び難民認定法と法務省設置法が第197回臨時国会で改正された。新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、法務省の内局であった出入国管理局が外局化されて出入国在留管理庁になった。このような法制度、官僚組織の変更を行ったのは、外国人労働者の受入れを加速させるためである。その加速化される外国人受入れに当たって、これまでの延長として位置づけられる部分と新たに対応が必要になっている部分とを明らかにし、今後、外国人の受入れを日本が行っていくならば何をなすべきかを明らかにした。人口減少が根本的な原因として認めるならば、外国人に定住化が望まれる、というのがそれである。

研究成果の概要(英文)：If the Minister of Justice finds out special reasons for the foreigner, those who must be deported will be able to stay in Japan. The legal system that makes this possible is the special permission to stay in Japan. This special permission to stay is changing rapidly. The child has been granted permission but is not issued to their parents. Children's permits are also issued to those who go to school, but those who dropped out are forced to deport. This study revealed that Japan's immigration policy has entered a period of screening for preferred and non-preferred immigrants.

研究分野：社会学

キーワード：在留特別許可 顔の見えない定住化 永住資格化の進行 運用上のシティズンシップ 生けるシティズンシップ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

在留特別許可は近時出にくくなってきている。従来家族がいて日本での定着性が認められると家族全員が日本とは繋がりのない外国籍者であっても、当該家族全員に在留特別許可が出ていた(いわゆる一家全員在特)。しかし、このようなことは2000年代に入ってほとんど見られなくなってきている。それどころか、粗大ゴミを指定された日以外に出した神奈川県条例違反で退去強制令が発布された者すら出てくる有様だ。

こうした中で覚醒剤取締法違反事件で執行猶予付き判決を受けたのちに退去強制令が執行されたにもかかわらず在留特別許可を受けた者が、最初の在留特別許可から7年後に盗品売買の売り子役として逮捕され有罪判決を受け、この有罪判決のために二度目の退去強制令を2015年に執行された。しかし、裁判の結果、この者は2016年に二度目の在留特別許可を受けることができた。近時の在留特別許可の発付状況を鑑みると、二度目の在留特別許可の発付というのは極めて異例である。しかし、この異例なケースの中には、国(法務省入管局)がこの者の日本滞在は保護すべき点があると判断した要素が色濃く出ているからこそ、このような結果につながっている。

2. 研究の目的

2018年12月に出入国管理及び難民認定法と法務省設置法が第197回臨時国会で改正された。新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、法務省の内局であった出入国管理局が外局化されて出入国在留管理庁になった。このような法制度、官僚組織の変更を行ったのは、外国人労働者の受入れを加速させるためである。その加速化される外国人受入れに当たって、これまでの延長として位置づけられる部分と新たに対応が必要になっている部分とを明らかにし、今後、外国人の受入れを日本が行っていくならば何をしなくてはならないのかを明らかにした。人口減少が根本的な原因として認めるならば、外国人に定住化が望まれる、というのがそれである。

3. 研究の方法

在留特別許可を争っている事件を扱っている弁護士の元でケースを集めさせてもらった。35件のデータを弁護士事務所の中で、個人情報に相当する部分を黒く塗りつぶしてもらった上で、必要な情報を手書きで写すことでデータを集めることとした。コピーをすれば手早くデータをあつめることができるが、黒く塗りつぶすのを忘れてしまった部分があった場合に、それを写し取ってしまうことになる。筆記で書いていけば、万が一、個人情報があった場合でもそれについては写さないという判断を逐次行えるので、手間はかかるがこのようなやり方でデータを集めることにした。個人情報の取り扱いに細心の配慮をしたためである。また、ブラジルでは在留特別許可を争って敗訴となり、退去強制された者への聞き取り調査も行った。

4. 研究成果

2018年12月に出入国管理及び難民認定法と法務省設置法が第197回臨時国会で改正された。新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、出入国管理局が外局化されて出入国在留管理庁になった。このような法制度、官僚組織の変更を行ったのは、外国人労働者の受入れを加速させるためである。

本研究成果は、入管法改正以後、『労働法律旬報』2019年3月上旬号で今回の改正についての評価として書いてだけでなく、現在は印刷準備の段階ではあるが同じく専門誌である『季

刊労働法』2019年夏季号の特集にも寄稿を求められて「『出入国管理及び難民認定法』改正と日本の外国人労働者」のタイトルで、『労働法律旬報』誌で論じたのとは異なる角度から入管法改正の問題点を論じたものとして発表している。また、これも現在印刷中のものであるが、自治体職員の専門雑誌である『地方自治職員研修』2019年6月号にも、自治体職員にとっての外国人の受入れの問題点を執筆した。また、2019年5月25日の日本医学会連合加盟学会連携フォーラムでは、医学関係者へ外国人の受入れの在り方の問題点を公表した。このように本研究は単なる学術研究に留まるものではなく、実務法曹家や自治体職員といった外国人行政を司る人々にとっても指針となる方向性を示すことが出来た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計18件)

丹野清人、2019、「外国人の「シティズンシップ」：行政運用と社会運動の間に生まれる市民権」『福祉社会学研究』No.16、13-31。査読あり。

丹野清人、2019、「日本の入管法改正の問題点：外国人の受け入れを考えるに当たって何が抜け落ちているのか」『労働法律旬報』2019年3月上旬号 No.1931、6-11。査読なし

丹野清人、2019、「外国人の生活問題と国の出入国管理政策：「ケアギバー」としての外国人から「ケアテイカー」としての外国人への認識転換を」『生活経済政策』No.266、19-24。査読なし。

丹野清人、2019、「移民として受け入れ、正社員として雇用を」『週刊金曜日』No.1217.22頁、査読なし。

丹野清人、2018、「入管法改正、そして誰も来ない国へ」『週刊金曜日』No.1210。14頁、査読なし。

丹野清人、2018、「新たな在留資格『特定技能』をめぐる混乱と問題の所在」『月刊社会民主』No.763.7-10頁、査読なし。

丹野清人、2018、「"大坂なおみが日本を捨てる日"は来るか」『PRESIDENT』Vol.56 No.23、20-21。査読なし。

丹野清人、2018、「日本における外国人労働者政策の現状・課題と今後の展望」『都市問題』Vol.109 No.9、4-10。査読あり。

TANNO Kiyoto, 2018, La Ley de Nacionalidad japonesa se descuelga de la tendencia mundial, nippon.com(<https://www.nippon.com/es/currents/d00404/>) 査読なし。

TANNO Kiyoto, 2018, La loi japonaise sur la nationalite doit être revisee, nippon.com(<https://www.nippon.com/fr/currents/d00404/>) 査読なし。

TANNO Kiyoto, 2018, Time to Revise Japan's Outdated Nationality Act, nippon.com(<https://www.nippon.com/en/currents/d00404/?pnum=1>) 査読なし。

丹野清人、2018、「「国籍」は揺らぎ続ける：世界の潮流から取り残される日本の国籍法」nippon.com(<https://www.nippon.com/ja/currents/d00404/>) 査読なし。

丹野清人、2018、「論点 外国人と どう共存」『毎日新聞』(<https://mainichi.jp/articles/20180228/ddm/004/070/023000c>) 査読なし。

丹野清人、2018、「受け入れるなら長期に働ける外国人を」『The ASAHI Shinbun GLOBE』(<http://globe.asahi.com/feature/side/2018010800001.html>) 査読なし。

丹野清人、2017、「法的制度と社会のはざまでもがく外国人労働者：永遠のいたちごっこはなぜ続くのか」『日本労働社会学会年報』第28号。83-98頁、査読あり。

丹野清人、2017、「職業選択含め流動性必要 技能実習生の長期活用も」『日経ビジネス』1889号、82-83。査読なし。

丹野清人、2017、「日系人労働者を制度変更のはざまに取り残すな」外国人権法連絡会編『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書 2017年』外国人権法連絡会。110-111頁、査読なし。

丹野清人、2017、「今の受け入れ体制のままで外国人が日本に来て幸せになれない」『週刊金曜日』1129号、24-25、査読なし。

〔学会発表〕(計4件)

丹野清人、2019年5月25日、「外国人の受入れとその健康」日本公衆衛生学会・日本結核病学会・日本国際医療学会「日本医学会連合加盟学会フォーラム 保健医療体制の内なる国際化に向けて 急増する外国人生活者への対応と課題」於東京大学医学部。

丹野清人、2018年6月16日、「外国人のシティズンシップ」第16回福祉社会学会シンポジウム、於中京大学社会学部。

丹野清人、2018年6月6日、「現代のブラジル社会と日系人」秋篠宮邸御進講。

丹野清人、2017年9月24日、「過去30年に見る日本における『移民』の受入れ」第30回東南アジア学会、於東洋大学社会学部。

〔図書〕(計1件)

丹野清人、2018、『「外国人の人権」の社会学：外国人へのまなざしと偽装査証、少年非行、LGBT、そしてヘイト』、吉田書店。総261頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）:

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。